

近畿大学理工学部社会環境工学科 学生員 ○吉村 亮太
近畿大学理工学部社会環境工学科 正会員 岡田 昌彰

1. 研究の背景と目的

鴨川運河は、京都市左京区冷泉放出口から伏見区堀詰町濠川合流地点までの約 9km 区間における名称である。

1895 年に竣工し、京都～伏見間の舟運、水力発電に深く寄与してきた。本研究では、鴨川運河沿岸において新たに発掘された歴史的建造物の現存状況並びに利用現況について明らかにすることを目的とする。

京都市が 2005 年に発刊した調査報告書¹⁾は市内に現存する近代化遺産を詳細に調査しているが、鴨川運河沿いでは墨染発電所が取り上げられているにとどまる。また、鴨川運河の知名度向上とその活性化を目的として地元の NPO や教育機関等と連携し 2013 年より活動している市民団体「鴨川運河会議」は、2014 年に沿岸の橋梁や樋門などの建造物の現存状況と各々の履歴を明らかにした優れた冊子²⁾を発刊しているが、本研究によって明らかにされた歴史的建造物については未だ触れられていない。

2. 鴨川運河における市民活動

近年、琵琶湖疏水東側に比して未だ注目度が低い鴨川運河を対象とした地域的取り組みが、NPO 法人京都景観フォーラムや教育機関等によって実施されている。同運河の土木遺産としての価値を市民と共有することを目的に、運河周辺におけるウォーキングイベントや、鴨川運河を眺めながら「お茶」のできる事業、沿岸でのカフェイベント、土木遺産や景観工学の専門家を招いた「鴨川運河シンポジウム」など、活発な市民活動が実施されている。



図1 鴨川運河における近年の市民活動

(左) 鴨川運河会議通信

(右) 沿岸で実施されたカフェイベント (2016年)

3. 沿岸における歴史的建造物の現存と利用

本論文では、鴨川運河会議メンバーの協力を受けながら現地調査を行い、従来指摘されていなかった以下のような歴史的建造物の現存ならびにその経緯を明らかにした。

(1) 岸和田煉瓦により構成された舗装路

疏水事務所伏見分所内の船溜り沿岸約 7m 区間に、十字型の刻印の施された煉瓦 (岸和田煉瓦) によって構成された舗装路の現存を確認した。相深橋付近や墨染船溜り東岸には市職員の手によって敷設された同様の煉瓦舗装路の存在が従来より知られていたが、疏水事務所へのヒアリングによって本件も同様の経緯で敷設されたものであることが明らかとなった。



図2 疏水事務所伏見分所内の煉瓦舗装路



図3 住宅入口の足場および花壇に再利用された煉瓦

さらに本研究により、煉瓦の履歴についても明らかになった。これらは琵琶湖疏水の建設工事の際に購入されたものだが、その一部が余剰となり、京都市内の松ヶ崎浄水場にて「補修用の予備煉瓦」として暫く保管されていたものであることがわかった。その後 1969 年より開始された浄水場改修工事において場内の煉瓦構造物が解体されたため、補修用の予備煉瓦そのものが不要となり、鴨川運河沿岸の舗装用に転用されたものと考えられる。一方、墨染船溜り東岸の煉瓦舗装も後の改良工事によって撤去するが、その一部が疏水事務所伏見分所付近の住民によって持ち帰られ、住宅入口の足場や花壇などで再利用されていることが住民へのヒアリングにより明らかとなった（図3）。

(2) 橋梁の部分的現存

1) 松原橋の遺構

1988 年の京阪本線地下化事業により、鴨川運河の御池～塩小路間は暗渠化され、それに伴い松原橋など運河に架橋されていた橋梁もいくつか撤去された。同橋の高欄及び親柱が元の位置（川端通りとの交差点付近）に遺存していることは知られていたが（図4），それ以外の遺構は完全に消滅したものと考えられていた。一方、本研究によって、松原橋の元の位置の北に約 200mに位置する祠に「疏水」の文字の刻まれた親柱と高欄の一部が現存していることがわかった（図5）。親柱は隣接する水道蛇口を固定する支柱として利用されている。また、その諸元は前述の交差点に現存する親柱のものと完全に一致することを確認した。これらは同一の親柱の遺構であると推察される。



図4 松原橋の高欄及び親柱
（川端通りと松原橋の交差点付近）

2) 出雲橋の遺構

同様に「疏水」の文字が刻まれた角錐台形型の石柱が、疏水事務所伏見分所の正門付近にも現存していることを確認した（図5）。一方、鴨川運河の塩小路～墨染船溜り間に現存する橋梁における角錐台形の親柱は、人道橋で約 47%を占めるのに対し歩車道橋では皆無であることがわかった。また、運河沿いに現存する人道橋の角錐台形親柱は

1923-4 年に竣工した橋梁のみに見られることがわかった。これに該当し現時点で親柱の消失している橋梁は岸上橋と出雲橋のみであることから、これらの親柱が撤去後移設された可能性がここに指摘できる。

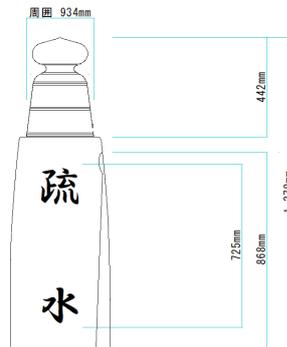


図5 現存が確認された松原橋の親柱と高欄の一部及び親柱の諸元



図6 疏水事務所伏見分所正門付近に確認された”石柱”

4. 結論と今後の課題

本研究で新たに確認された遺構は、鴨川運河の歴史を直接反映した有形遺産であり、今後何らかの価値づけが必要である。また、歴史的構造物の現存状況並びに利用現況に鑑みれば、現時点でこの価値に対する地域的認知度は必ずしも十分とは言えない。廃止された構造物の一部が転用によって現存してきた史実をまずは地域社会が共有し、地域遺産として再評価することが急務であると考えられる。

【参考文献】

- 1) 京都市文化市民局文化財保護課(2005)京都市の近代化遺産 産業遺産編
- 2) 鴨川運河会議 (2014) 鴨川運河 100 の視点, 伏見区役所